

人権の広場



差別撤廃条例

令和5（2023）年4月から「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」（差別撤廃条例）の一部改正条例を施行しています。

平成5（1993）年12月に本条例を施行して以降約30年が経過する間に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法など人権尊重のための法律が整備される一方で、インターネット上の差別や人権侵害など、新たな人権問題が起っています。これらの新たな人権問題に対応した新たな条例で「差別のない泉佐野市」をつくっていきましょう！！



問合せ先 人権推進課

女性のための特設法律相談

離婚に関する相談や、配偶者、パートナーなどからの暴力（DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、性犯罪）被害に関する相談を女性弁護士がお受けします。

日時 来年2月3日（出）
午後1時～5時

※相談時間は1人25分（完全予約制）

場所 阪南市役所 人権相談室
（阪南市尾崎町35番1号・市役所裏駐車場東側）

対象 泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町に在住・在勤の女性

定員 8人（先着順）

協賛 国際ソロプチミスト大阪・りんくう

申込・問合せ先 12月6日（水）以降の平日（午前9時～午後5時）

に電話、FAXで 阪南市人権推進課（☎489・4505
Fax 473・3504）へ

※相談・一時保育無料。一時保育（1歳6カ月～就学前）あり、希望者は2月2日（金）までに申し込んでください。

アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージ上映会

拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、拉致問題に関する府民の認識と理解を深めるとともに、世論を高めるため開催します。

日時 来年1月20日（出）午後2時～3時30分（予定）

場所 大阪市立難波市民学習センター
（大阪市浪速区湊町1丁目4-1 OCATビル4階）

内容

- 開会挨拶
- 政府の取組説明（政府拉致問題対策本部）
- アニメ「めぐみ」上映
- 「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」上映

定員 120人（先着順）

問合せ先 府人権企画課（☎06-6210-9280 Fax06-6210-9286）

※申込不要、参加無料。参加にあたって配慮が必要な人は、事前に問合せまでご相談ください。詳しくは府ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/rachi/joueikair5.html>）をご覧ください。



り、希望者は2月2日（金）までに申し込んでください。

